平成２３年（フ）第６１０８号
大阪市淀川区三国本町１丁目16番50―602号、前住所香川県高松市国分寺町新居3718番地95
債務者　速見　功一
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩本　文男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３６４号
函館市中道２丁目25番27号
債務者　伊藤　光久
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３７５号
函館市港町１丁目24番６号
債務者　山田　一葉（旧姓高谷）
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３７６号
函館市湯川町２丁目19番18―202号
債務者　松井　美江
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３７９号
函館市湯浜町14番37号
債務者　橋本美津子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３８１号
函館市港町３丁目８番８号
債務者　佐藤美津江（旧姓沖田）
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１０９号
岐阜県不破郡関ケ原町大字関ケ原124番地の１　サニーグレイス102号
債務者　川村　貴大
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１５１号
岐阜県安八郡輪之内町楡俣2249番地
債務者　田中亜由美
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第２４３号
奈良県大和高田市三和町２番18―508号、前住所三重県名張市百合が丘東８番町243番地
債務者　石田　裕子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２７６号
奈良県大和高田市田井新町２番１号
債務者　村上　則子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２８６号
奈良県葛城市北花内619番地１　プリマージュ新庄205号
債務者　紙谷かよ子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２９９号
奈良県大和高田市大字築山12番地の３、前住所奈良県大和高田市大字市場795番地の16
債務者　小林千恵子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３１１号
奈良県橿原市四条町241番地の１　四条市営住宅Ｂ―９
債務者　山林　久男
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３１２号
奈良県御所市柏原718番地、住民票上の住所広島県福山市沼隈町大字常石912番地１
債務者　村川　弘美
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３１３号
奈良県大和高田市甘田町12番29号
債務者　本多美津枝
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３１９号
奈良県大和高田市東雲町８番２号
債務者　田中秀福こと　田　　秀福
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３４６号
長崎県長崎市小江原２丁目27番６号
債務者　宮﨑　　隆
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係